

案件名「御殿場市景観計画中間報告（案）」

「御殿場市景観計画中間報告」に対し、ご意見をいただきありがとうございました。出された意見の内容（概要）及び意見に対する市の考え方は以下のとおりです。

パブリックコメントの結果

1	意見提出者数	7人	
2	提出された意見の数	17件	
3	意見の反映状況		
①	反映した意見	1件	
②	既に盛り込み済みの意見	5件	
③	今後参考とする意見	9件	
④	反映できない意見	1件	
⑤	その他（質問等）	1件	
4	意見の反映状況一覧		
No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	街路樹やその他の景観の適正な管理については景観整備機構を用いて指導するか、所有者と管理協定を締結する必要があります。	景観整備機構については景観計画を推進していく上で、制度の活用を検討しております。また、景観形成上重要な役割を担う道路については景観重要公共施設として指定することで、道路管理者に街路樹も含めた適切な維持管理を義務付ける方針を盛り込んでいます。 従って②「既に盛り込み済みの意見」とします。	②
2	電柱広告に電話番号の記載が禁止された事例がある。電話番号を抹消することは景観の改善につながると思えない。屋外広告物は種類や場所によって規制の内容を考えてほしい。	電柱広告については、基本的に現在の県条例をベースとしています。景観整備重点地区においては色彩の制限が新たに課せられますが、記載内容については従来通り変更はありません。 従って⑤「その他」とします。	⑤
3	国道 138 号の箱根外輪山からの富士山眺望を確保するために杉やヒ	箱根外輪山については、御殿場地域の景観形成基本方針の中で現在の人工林	③

	ノキの伐採をしてほしい。また、伐採した杉やヒノキは、学習机や椅子、公園のベンチ等に利用、またはストーブの薪にほしい方々に配布してもいいかと考えます。	から自然林へ植生転換を図ることで国道 138 号からの富士山眺望を確保する方針としています。また、関係機関と協議の上、整備目標を定め、継続的に取り組んで行く予定です。伐採した木材の活用については、今後検討していきます。 従って③「今後参考とする意見」とします。	
4	富士山噴火を考慮した、効果的投資として観光と防災を両立する箱根外輪山の有効性の研究をしていただきたい。	観光面での箱根外輪山の有効性については、市としても十分認識しており、眺望スポット、ハイキングコース等の整備方針を盛り込んでいます。防災面では関係各課に対し関連計画への配慮を促します。 従って③「今後参考とする意見」とします。	③
5	箱根外輪山から見る富士山を重点的に売り出し、他市とは違う特徴を発揮してほしい。	箱根外輪山からの富士山眺望については、眺望スポットの選定や麓の東山・二の岡地区を重点整備地区と定め、高さ制限を設けることで保全を行い、その魅力を市内外に周知します。また、国道 138 号やハイキングコースからの富士山眺望を確保するために、植生転換を図る方針としています。 従って②「既に盛り込み済みの意見」とします。	②
6	富士岡駅は御殿場線沿線でも富士山の裾野まで見渡せる駅です。また隣地に広大な土地を有しており、利便性と景観素材を持ち合わせていることに注目していただきたい。	富士岡駅に隣接する富士見台を眺望スポットに位置づけておりますが、駅周辺のさらなる富士山の眺望を保全するため今後の参考とします。 従って③「今後参考とする意見」とします。	③
7	景観と自然を大切にしたい観光ハブ都市を目指すならば、制限をもっと厳しくするべきです。重点地区にお	重点整備地区の東山・二の岡地区、御殿場駅周辺地区の一部については、工作物を含めて高さ制限を設けることで	②

	いては、高さ制限と建ぺい率・容積率で規制して、空間のある街づくりを目指し、工作物（特にゴルフ場のネット）の建築自体も規制すべきです。	富士山への眺望確保をしています。また、東山・二の岡地区、国道 138 号等沿道地区、国道 246 号沿道地区では壁面後退を基準に設けているため、ゆとりある景観形成が図れると考えております。 従って②「既に盛り込み済みの意見」とします。	
8	建築物の高さ制限は、屋上広告も含めて定めるべきです。	市では景観条例と屋外広告物条例を一本化した総合景観条例を制定し、その中で屋上広告と建築物の一体的な高さ規制を行います。 従って②「既に盛り込み済みの意見」とします。	②
9	屋外広告物については、アドバルーン・サーチライトなどは眺望を阻害するものなので厳格に規制してほしい。	アドバルーンについては、一時的な広告物として使われることが多く、継続して眺望を阻害する可能性は低いと思われれます。しかし、歴史遺産が多く残る「東山・二の岡地区」においては、アドバルーンは地域にふさわしくないため掲出不可とします。サーチライトについては、全国各地で「光害」として問題になったこともあることから、景観計画の届出対象行為に「屋外に設置する照明」を追加し、過度な照明については制限したいと考えます。 従って①「反映した意見」とします。	①
10	富士山を保全するために景観整備重点地区に富士山麓を含めるべきです。	富士山麓周辺は大半が国立公園内であり、自然公園法で非常に厳しい規制がかかっています。よって景観計画では重点地区の指定を見送っています。 従って④「反映できない意見」とします。	④
11	御殿場駅東側の街路樹のヤマボウシは、富士山周辺に見られる貴重な種類であるので市民に向けて広報	街路樹については、今後樹種を表記するなど市民に向けた広報の実施について関係各課と協議します。	③

	活動をしてほしい。	従って③「今後参考とする意見」とします。	
12	富士桜、ゴテンバ桜を御殿場のシンボルとしてもっと積極的に活用してほしい。桜公園では不十分である。	景観計画の中では、景観重要公共施設に御東原循環線や国道 138 号などが候補として挙がっており、ケヤキやサクラ、ツバキの植樹を整備方針としています。植樹するサクラの樹種については決まっておりませんが、今後整備を進める中で、候補の1つとして活用を検討していきます。 従って③「今後参考とする意見」とします。	③
13	御殿場口登山道付近で緑化が進んでいるが、緑化だけに止めず富士桜を植樹するなど景観美化にも努めてほしい。	このたび富士山が世界遺産に登録され、御殿場口登山道も重要な構成要素となります。周辺の緑化のあり方については今後慎重に検討させていただきたいと思います。 従って③「今後参考とする意見」とします。	③
14	富士山の緑化に使用する苗は、市と農家が契約し、委託生産して利用してほしい。	景観計画の内容には直接関係する内容ではありませんが貴重な意見として今後の参考にします。 従って③「今後参考とする意見」とします。	③
15	御殿場線沿線の森林を整備し、景観資源として活用してほしい。	森林は重要な景観資源ですが、整備する場所によっては富士山の眺望を阻害する恐れがあります。しかしながら、富士山の世界遺産の登録もあり御殿場線を利用する観光客も増えていることから、沿線の森林整備についてその効果を検討していきます。 従って③「今後参考とする意見」とします。	③
16	屋外広告物は規制だけでなく課税してはどうか。	屋外広告物の設置するときは規制に従うだけでなく、表示面積に比例した金額を手数料という形で納付していただ	②

		<p>いています。 従って②「既に盛り込み済みの意見」とします。</p>	
17	<p>屋外広告物は奨励として小さなものは灯籠風、大きなものは額型を義務づけ、街角が美術展示場風にしてはどうか。</p>	<p>デザインが統一された屋外広告は落ち着いた景観を形成してくれます。一方、屋外広告は事業者にとっては個性を出すための手段でもあるため十分な理解を得る必要があります。まずは、地域に合った色彩、大きさを規制することで良好な景観形成に取り組んでいきたいと考えます。 従って③「今後参考とする意見」とします。</p>	③
5	意思決定後の策定案の内容	(資料添付)	
6	意見の公表先	市ホームページ、都市計画課	

担当課	<p>御殿場市都市建設部都市計画課計画スタッフ TEL : 0550-82-4240 メールアドレス : keikaku@city.gotemba.shizuoka.jp</p>
-----	---